

議案第 88 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 19 日提出

上越市長 中 川 幹 太

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 47 年上越市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 16 項を第 17 項とし、第 13 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 令和 6 年 7 月から同年 11 月までの間に支給する市長の給料月額、第 3 条第 1 号及び附則第 11 項の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の 100 分の 100 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 47 年上越市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改める。